

SOS サポートメール

フリマサービスは個人間取引です！

利用は慎重に！



<今回の相談事例>

フリマアプリで新品と書かれていた服を購入し、代金をフリマアプリ運営会社事業者に支払った。しかし、後日届いた商品は使用感があり、新品ではなかった。運営事業者にお問い合わせしたところ、「アプリ内のメッセージ機能で出品者と直接話し合っ」と言われた。そこで出品者にメッセージを送ると「先に評価をしてくれたら、返金する」と言ってきたので、評価するとその後一切連絡が取れなくなってしまった。

(相談者10代 女性)

【アドバイス】

●フリマサービスでの商品売買は個人間取引です。

フリマアプリ等の個人間取引（購入者と出品者の双方が消費者個人）でのトラブルは、当事者間で解決を図るように求められています。しっかり理解した上で利用しましょう。

●利用規約を理解して慎重に取引をしましょう。

フリマサービスでは商品到着後に購入者が出品者を「評価」することで、自分が支払った代金が運営事業者から出品者に振り込まれるシステムになっています。商品の到着前や届いた商品に納得する前に「評価」すると、代金だけ支払われて出品者と連絡が取れなくなるケースもあります。利用規約をよく理解して、慎重に取引しましょう。

●不安や疑問を感じたら相談しましょう

当事者間で話し合っても、運営事業者に相談しても交渉が進まない場合があります。問題点の整理等が必要な時は、消費生活センターに相談してください。

二セ電話詐欺に要注意！

戸 畑【ウエルとばた7F】	☎861-0999
門 司【門司区役所東棟1F】	☎331-8383
小倉北【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南【小倉南区役所3F】	☎951-3610
若 松【若松区役所2F】	☎761-5511
八幡東【八幡東区役所本館2F】	☎671-3370
八幡西【八幡西区役所コムシティ4F】	☎641-9782

消費生活ホットライン いやや! ☎188 (あなたの地域の消費生活センターにつながります)



まもりん



みもりん